

焼津市電子入札運用基準

この運用基準は、焼津市が静岡県共同利用電子入札システムを利用して実施する電子入札を円滑かつ適切に運用できるよう必要な事項を定めたものです。

第 1 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 電子入札システム コンピューターとネットワーク（インターネット）を利用して入札への参加申請から入札・落札者決定までの事務を処理するシステム
- (2) 入札情報サービス 入札公告、入札結果その他入札手続きに必要な事項をインターネット上に公開するサービス
- (3) 静岡県共同利用電子入札システム 電子入札システム及び入札情報サービス（以下「P P I」といいます。）から構成されるシステム
- (4) 電子入札 電子入札システムで行う入札手続き
- (5) 紙入札 紙の入札書を提出して行う入札手続き
- (6) 入札参加者 入札に参加しようとする者（入札参加資格者）
- (7) 電子証明書 電子認証局が発行した電子的な証明書で、誰に発行したものであるかを電子認証局が証明するもの
- (8) I C カード 電子証明書が格納されたカード
- (9) 紙入札者 紙入札により入札に参加する業者
- (10) 代表者 入札参加資格のある業者の代表者
- (11) 受任者 代表者から入札権限及び契約権限について委任状により委任を受けた者

第 2 電子入札について

1 電子入札実施の考え方について

- (1) 焼津市が電子入札で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」といいます。）は、電子入札システムで処理することとし、第 7 の 4 に定めるところによるものを除き、紙媒体による入札参加資格確認申請書（以下「参加申請書」といいます。）及び入札書の提出は認めないものとします。
- (2) 電子入札の処理対象は、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の建設工事関連業務委託を対象とします。

2 P P I 等の運用について

電子入札案件の入札公告、入札結果の公表、その他入札手続きに必要な事項の公表は、基本的に焼津市のホームページにおいて行います。また、P P I においても公表する場合があります。

第 3 電子入札システムの利用について

1 電子入札を利用することができる I C カードの基準

電子入札を利用することができる I C カードは、一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）の電子入札コアシステムに対応した民間の電子認証局が発行したもので、焼

津市の建設工事又は建設工事関連業務委託の入札参加資格申請をした代表者又はその受任者（入札参加資格者名簿登載者）のICカードに限ります。

2 利用者登録について

- (1) 新規に利用者登録を行うときは、「システム利用届」（第1号様式。以下「利用届」といいます。）を焼津市へ提出し、「利用者登録番号発行通知書」（第2号様式）の交付を受けた後、電子入札システムによる利用者登録を行ってください。
- (2) 登録事項に更新・変更が生じた場合は、電子入札システムによる利用者登録更新・変更手続きを行ってください。なお、利用届に記載された事項に変更がある場合は、「システム利用変更届」（第7号様式）を焼津市へ提出してください。

3 代理について

電子入札において、代理は認めません。

4 建設工事共同企業体（以下「JV」といいます。）の取扱いについて

JV（経常JV、特定JV）においては、JV代表者が単体企業として利用者登録済みのICカードを使用するものとし、経常JVにあつては入札参加資格申請時に、特定JVにあつては結成時に「電子入札利用届（JV用）」（第3号様式）を焼津市へ提出してください。

第4 システム障害等について

1 システム障害について

電子入札システム用サーバー・ネットワークなどに障害が発生し、入開札事務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じるものとします。この場合は、電子入札システム以外の方法（市のホームページ、PPI、電子メール、電話、ファクシミリ等）により入札参加者（入札参加希望者を含みます。以下同じ。）に必要な事項を焼津市から連絡するものとします。

2 システム以外の障害について

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含みます。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じるものとします。この場合は、電子入札システム以外の方法（市のホームページ、PPI、電子メール、電話、ファクシミリ等）により入札参加者に必要な事項を焼津市から連絡するものとします。

第5 電子入札案件登録について

1 受付期間等の設定について

- (1) 参加申請書、入札書等の受付期間等は、電子入札案件ごとに設定するものとします。
- (2) 開札予定日時は、入札書受付締切日の翌日を基本として、電子入札案件ごとに設定するものとします。

2 電子入札案件登録事項の変更について

登録した電子入札案件の登録内容を変更する必要がある場合は、市のホームページに変更の概要を掲載するなどの方法により速やかに周知するものとします。この場合において、既に参加申請書の提出済の者がいるときは、焼津市は確実に連絡の取れる方法により変更した旨を伝え、必要なときには、書類の再提出を求めるものとします。

第6 関係書類の提出について

1 関係書類の提出方法について

- (1) 参加申請書に添付する添付資料・関係書類（以下「関係書類」といいます。）は、原則として電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとしますが、案件によっては紙媒体による提出を求めることがあります。
- (2) 案件の内容によっては説明できる者による持参を求める場合があります。この場合はその旨を案件公告に明記します。
- (3) 電子データの容量が3MB（総合評価（拡充版）のときは10MB）を超える場合は、関係書類の作成方法、提出方法を焼津市と協議の上、その指示に従ってください。
- (4) 電子入札システムを利用せずに関係書類を紙媒体で提出する場合は、電子入札システムで参加申請書を提出する際に紙媒体で関係書類を提出する旨を明示してください。この場合の紙媒体の提出期限（焼津市に到着すべき期限をいいます。以下同じ。）は電子入札システムによる提出期限と同一とし、焼津市は必要な関係書類を全て受理した時点で電子入札システムにより参加申請書受付票を発行するものとします。

2 使用アプリケーション及びバージョン等について

関係書類の作成に使用するアプリケーション（ソフト）及び保存形式は次表を標準とします。ただし、案件によっては、入札公告等により指定する場合があります。

| | アプリケーション名等 | ファイル形式等 | 備考 |
|---|-------------------------|-----------------------------|---|
| 1 | Word (Microsoft Corp.) | doc、docx | パスワードは設定しないでください。 マクロは絶対に含めないでください。 保存形式によっては損なわれる機能があるので、保存したファイルを確認のうえ提出してください。 |
| 2 | Excel (Microsoft Corp.) | xls、xlsx | |
| 3 | PDF | pdf | |
| 4 | 画像ファイル | jpg、jpeg、gif、png、bmp | |
| 5 | 圧縮ファイル | zip（ただし、圧縮元のファイルは1～4及び6の形式） | |
| 6 | その他 | その他焼津市が認めた形式 | |

3 関係書類のファイル名称の指定について

関係書類ファイルを保存する際に付ける名称については、入札公告等により指定する場合があります。

4 ウィルス対策について

- (1) 入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーション（ソフト）を導入するなどの対策を講じてください。この場合において、ウィルス対策アプリケーションの種類は問いませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、関係書類を作成、提出する前に必ずウィルス感染チェックを行ってください。
- (2) 焼津市の担当者は、提出された関係書類その他の電子入札ファイルを直接閲覧等の操作をせずに、ウィルスチェックを行ってから閲覧その他の操作を行うものとします。
- (3) 入札参加者から提出された関係書類がウィルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、電子入札システム管理者に連絡するとともに、入札参加者と関係書類の再提出方法を協議するものとします。

第7 入札について

1 電子入札による提出について

- (1) 電子入札では、参加申請書や入札書等は、これらの情報が電子入札システムのサーバーに記録された時点で提出されたものとします。この場合において、電子入札システムでは、処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示しますので、参加申請書や入札書等の提出を行った時は、必ず受信確認通知の表示を確認してください。
- (2) 受信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバーに到達していないので、再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されないときは静岡県電子入札共同利用センター・ヘルプデスクにお問い合わせください。
なお、各受信確認通知は、提出処理を行った時のみ表示され、再表示はできませんので、必要に応じて印刷等を行ってください。
- (3) 入札書（工事費（委託業務費）内訳書を含む。）の内容は暗号化して記録されるため、入札書提出後（受信確認通知の表示以降）はその内容を確認できませんので注意してください。

2 入札書の受付期間について

電子入札システムによる入札受付期間は、入札公告及び指名通知で別に示す場合を除き、開札予定日の前々日（午前9時から午後9時まで）及び前日（午前9時から午後1時まで）の2日間（土日祝日を除く。）を基本とします。

3 ICカードの再取得が間に合わない場合の特例について

会社名、会社住所、代表者（又はその受任者）の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合は、「旧ICカード使用届」（第8号様式）を焼津市に提出することによりICカードの再取得をするまでの間（当該事項の変更後2ヶ月以内）は、再取得前のICカードで入札に参加できるものとします。

4 紙入札による参加について

電子入札案件において、次の紙入札を認める例に該当することとなった場合は、入札参加者は、紙媒体による「紙入札方式参加申請書」（第4号様式）を焼津市へ提出して、承認を得てください。

紙入札によることが承認された場合は、入札参加者は、紙媒体による入札書を焼津市が指定した開札予定日時に指定した場所に持参するものとします。なお、代理人が入札する場合は、委任状を持参してください。

- (1) 会社名、会社所在地、代表者の変更により IC カードの再取得が間に合わない場合
- (2) IC カードの閉塞 (PIN 番号の連続した入力ミス)、破損、盗難等による再発行手続き中の場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

5 工事費（委託業務費）内訳書について

- (1) 入札書に添付する工事費内訳書又は委託業務費内訳書（以下「内訳書」といいます。）は、以下のいずれかの様式により作成し、電子入札システムを利用して入札書と同時に提出するものとします。
 - ① 第 5 号様式その 1 又はその 2
 - ② 入札公告等において指定されている場合は、当該指定様式
 - ③ 入札参加者の独自様式（様式で規定している記載事項が全て記載されているもので、市が承諾したもの）
- (2) 内訳書は、PDF のファイル形式により作成していただくことを推奨します。その他の提出にかかる事項については、第 6 に準じます。
- (3) 内訳書の提出期間は、電子入札の入札書受付期間と同一とします。なお、紙入札の場合は開札予定日時に開札会場へ持参してください。
- (4) 内訳書の審査は、「焼津市工事費内訳書及び業務費内訳書取扱要領」の規定により行います。

6 入札の辞退

電子入札システムで入札書提出前に辞退する場合、入札書受付期間中に電子入札システムにより辞退してください。

第 8 開札について

1 開札方法について

開札は、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとし、原則として一括開札処理で行うものとします。ただし、紙入札者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書を一括開札して立会者等の確認後、落札者の決定を行います。

2 開札時の傍聴について

- (1) 入札参加者又はその代理人、その他の者は開札を傍聴することができます。傍聴にあたっては、焼津市より身分証明書（代理人の場合は委任状を含む。）の確認を求められます。
- (2) 傍聴者に対する入札会場での規律等については、入札心得の規定によります。

3 電子くじの実施について

- (1) 落札となるべき金額を入札した者（総合評価方式によるものにあつては評価値が最も高い者）が複数あつた場合は、電子くじにより落札者の決定を行います。
- (2) 電子くじは、入札参加者が入札書の提出時に任意に入力した3桁のくじ番号と、電子入札した時刻及び入札した順番を計算式により計算し、落札者を決定するものです。
- (3) 入札参加資格の審査を開札後に行う事後審査型入札（以下「事後審査型入札」といいます。）にあつては、第1順位の落札候補者が複数いた場合は、電子くじにより、入札参加資格の審査を行う順番を決定するものとします。
- (4) 紙入札による参加を認められた者は、入札時に任意のくじ番号を決め、焼津市がその数値を電子入札システムに入力するものとします。

4 入札書未提出の取扱いについて

入札書受付締切予定日時において、入札書又は辞退届が電子入札システムサーバーに未到着の入札参加者（紙入札者を除きます。）は、一般競争入札の場合は入札を辞退したものとみなし、指名競争入札の場合は棄権したものとみなします。

5 開札の延期について

開札を延期する場合、焼津市は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知します。

6 開札の中止について

開札を中止する場合、焼津市は、電子入札システムに中止の結果登録をし、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を中止する旨を通知します。

7 入札書提出後の辞退について

原則として、一度提出した入札書の撤回、訂正等はできません。ただし、電子入札システムにより入札書を提出した後に、配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由が生じた場合において、入札参加者は開札までに、電子入札システムにより資格喪失届（紙入札にあつては「参加資格喪失の届出」（第6号様式））を提出したときには、焼津市の承諾を得て辞退したものとみなします。

8 再度の入札について

- (1) 再度の入札（以下「再入札」といいます。）の実施に当たっては、当該案件に入札書を提出した参加者全員（紙入札者を除く。）に、電子入札システムにより再入札通知書を発行します。紙入札者で再入札対象者がいた場合は、速やかに再入札対象となる旨を伝えます。ただし、1回目の入札において、「失格」「無効」「辞退」とされた者は、再入札に参加できません。
- (2) 再入札の入札書受付期間は、再入札通知書の発行後から通知書発行日の午後3時まで、開札を、翌日午前9時から行うことを基本とし、再入札通知書へ記載し、入札参加者へ周

知を図るものとします。

- (3) 再入札においては、内訳書の提出を不要とします。ただし、落札決定者は、焼津市から請求があった場合においては、焼津市建設工事請負契約約款第3条第4項（又は焼津市土木設計業務等委託契約約款第3条第5項）の規定に基づき、契約締結後、再入札の入札金額の根拠となる内訳書を提出するものとします。
- (4) 紙入札者は、再入札の開札日時に指定された開札場所へ、入札書を持参するものとします。
- (5) 事後審査型入札にあつては、再入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した落札候補者のうち、最低価格で入札した者（総合評価方式によるものにあつては評価値が最も高い者）は、落札保留通知書で規定する期限までに、電子入札システムにより必要書類を提出し、入札参加資格を有しているかの審査を受けるものとします。
- (6) 予定価格を事前公表する場合は、再入札はありません。

9 低入札価格調査

1回目の入札及び再入札において落札者が決定しない場合のうち、低入札価格調査に該当するものについては、別に定めるところにより低入札価格調査を行い、当該調査結果に基づき落札決定します。

第9 その他

1 ICカードの不正使用等が判明した場合の措置

- (1) 入札参加者がICカードを不正に使用等した場合には、入札参加資格停止等の処分を行うことがあります。
- (2) 電子入札に参加し、開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への参加資格を取り消します。
- (3) 落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとします。

2 ICカードの不正使用等

ICカードを不正に使用等した場合の事例を次に示します。

- (1) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合
- (2) 代表者又は受任者以外のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合
- (3) ICカードに記載された所有者氏名、所有者所属組織名称が変更となっているにもかかわらず、変更前のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合（ただし、第7の3に基づく届出書を提出し、かつ代表者又は受任者が変更後2ヶ月以内の場合は除く。）

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の焼津市電子入札運用基準の規定は、施行日以降に公告又は指名通知を行う案件について適用し、施行日以前に公告又は指名通知を行った案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。